

○ 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(研修の免除)</p> <p>第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長（以下「会長」という。）に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）<u>第四条</u>に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔2〕6 略〕</p>	<p>(研修の免除)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）<u>第五条</u>に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔2〕6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	